

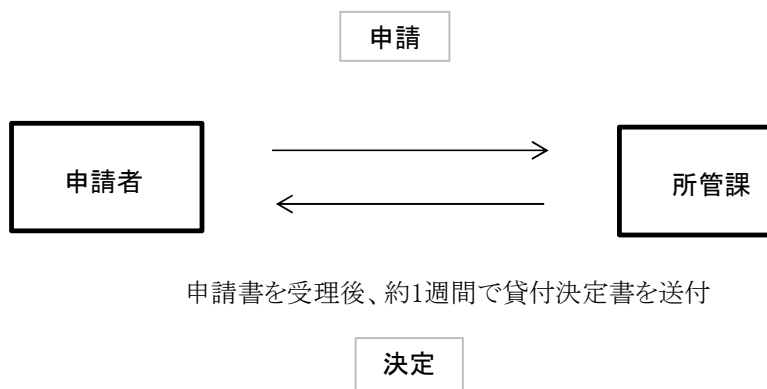
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 2

処 分 名	宅内ます設置資金の貸付の決定	
処 分 の 概 要	公共下水道と宅地内の排水設備を接続するための宅内ますを自己負担で設置し、公共ますとして寄付する者に対し、設置に要した資金の貸付の決定を行うもの。	
根 拠 法 令 名	松山市公営企業局宅内ます設置資金貸付規程(令和3年企業局規程第9号)	
条 項	第8条	
所 管 課	下水道整備課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1週間程度	
標準処理期間	計	1週間程度
判断基準	規程第1条及び第4条に規定する要件を満たしていること。	
<p><b>【根拠法令等】</b>                  松山市公営企業局宅内ます設置資金貸付規程                  (趣旨)                  第1条 この規程は、松山市公共下水道の処理区域内の下水を公共下水道に排除するために宅内ますを新設し、当該宅内ますを公共ますとして松山市公営企業局に寄附した者に対し、当該新設に要した資金(以下「資金」という。)を貸し付けるため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(貸付対象者)                  第4条 資金の貸付けを受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。                  (1) 公共下水道に汚水を排除する土地を所有すること。                  (2) 市町村民税(特別区民税を含む。)、固定資産税、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び区域外接続協力金を滞納していないこと。                  (3) 貸付けを受けた資金の償還について十分な支払能力を有すること。                  (4) 確実な連帯保証人があること。                  2 前項第4号に規定する連帯保証人は、次の要件を備えた者でなければならない。                  (1) 市内に居住していること。                  (2) 市民税又は固定資産税のいずれかを課税され、かつ、滞納がないこと。                  (3) 法人でないこと。</p> <p>(借入れの申込み)                  第7条 資金の貸付けを受けようとする者は、あらかじめ、宅内ます設置資金借入申込書兼寄附承認書(第1号様式)に設置工事費見積書、貸付けを受けようとする者及び連帯保証人の印鑑登録証明書その他管理者が必要と認める書類を添えて管理者に申し込まなければならない。</p> <p>(貸付けの決定及び通知)                  第8条 管理者は、前条の規定による申込みがあったときは、貸付けの可否及び貸付額を決定し、その結果を宅内ます設置資金貸付決定通知書(第2号様式)により申込人に通知するものとする。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。